

宮城県多面的機能支払推進協議会事務処理規程

平成19年4月6日制定

(目的)

第1条 この規程は、宮城県多面的機能支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会に次のとおり事務責任者を置き、事務処理を行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織責任者)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 一 多面的機能支払推進交付金に係る事務 | 宮城県土地改良事業団体連合会
総務部長 |
|---------------------|------------------------|

2 前項の事務責任者は、宮城県多面的機能支払推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は宮城県多面的機能支払推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号・令和4年4月1日付け3農振第3845号・3022号）、宮城県多面的機能支払推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月6日から施行する。

附 則（平成20年8月29日改正）

この規程は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成23年5月31日改正）

この規程は、平成23年5月31日から施行する。

附 則（平成24年1月17日改正）

この規程は、平成24年1月17日から施行する。

附 則（平成24年5月30日改正）

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

附 則（平成25年5月31日改正）

この規程は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（平成26年3月27日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年5月26日改正）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則（平成28年5月25日改正）

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附則（平成29年5月30日改正）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則（令和4年5月31日改正）

この規約は、令和4年6月1日から施行する。